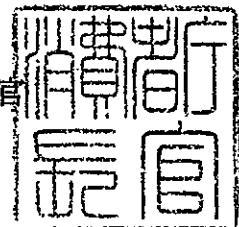


消教地第35号  
平成30年2月5日

代表者各位

消費者庁長官



### 平成30年度「消費者月間」統一テーマについて（通知）

平素から消費者行政の推進に当たり格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国においては、昭和63年以降、毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行ってまいりました。消費者庁では、平成30年度消費者月間の統一テーマとして、「ともに築こう 豊かな消費社会～誰一人取り残さない～」を掲げ、各種の関連事業に取り組むこととしております（統一テーマの趣旨は別添「参考資料」参照。）。

国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」は、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標です。このような社会の実現のためには、消費者自らが、社会的課題に目を向け、その解決に向けて行動することが重要です。消費者庁においても、「エシカル消費」の普及・啓発を含む消費者教育の推進や、食品ロス削減を目指す国民運動の展開、子どもの事故防止のための啓発活動などの施策を実施しています。

そのため、平成30年度消費者月間では、様々な主体が当事者としてそれぞれの役割について考え、行動していただくためのきっかけとなるよう、「ともに築こう 豊かな消費社会～誰一人取り残さない～」をとして掲げます。

貴省庁等におかれましても、上記の趣旨を御理解いただき、関係者への周知をお願い申し上げます。

\*「消費者月間」関連事業への登録及びポスターの申込みについては、登録方法と併せて、別途御連絡いたします。

## 消費者月間統一テーマ

### 1. テーマ

「ともに築こう 豊かな消費社会～誰一人取り残さない～」

### 2. 趣旨

2015年9月に国連の持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標です。

日本政府は2016年5月にSDGs推進本部を立ち上げ、企業、地方公共団体、NGO、消費者など、様々なステークホルダーとの連携のもと、「豊かで活力ある未来像」を創るために、具体的な施策に取り組んでいます。

消費者庁においても、この国際目標の達成に寄与するため、安全・安心で豊かに暮らすことができる社会を実現するという使命の下、消費者利益の擁護・増進のための制度整備はもとより、「エシカル消費」の普及・啓発を含む消費者教育の推進や、食品ロス削減を目指す国民運動の展開、子どもの事故防止のための啓発活動などの施策を実施しています。

一方で、このような社会の実現のためには、消費者自らが、社会的課題に目を向け、その解決に向けて行動することが重要です。また、事業者においては、SDGsと考えを同じくする目標である「消費者志向経営」の理念の下、消費者全体の視点に立ち、持続可能なより良い社会の実現に向けて取り組むことが期待されています。

様々な主体が当事者としてそれぞれの役割について考え、行動していただくためのきっかけとなるよう、平成30年度の消費者月間では、「ともに築こう 豊かな消費社会～誰一人取り残さない～」を統一テーマとして掲げます。